

## 2 公務災害・通勤災害とは

### (1) 公務災害

手引 41 頁～

地方公務員が業務中に負傷した場合や、業務が有力な原因で病気になった場合には、公務災害になります。

ただし、職員の故意、私的行動や素因・基礎疾患、あるいは天災地変、私的怨恨を含む偶発的な事故などにより発生した災害は、公務災害になりません。

#### ○公務災害の認定基準

公務上の災害（＝公務災害）の認定基準では、「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな災害」を公務上の災害とすることとしています。

災害が「公務と相当因果関係がある」とは、災害の発生原因のうち、公務が他の原因に比較して相対的に有力な原因であると認められることをいい、言い換えれば、公務に内在している危険が現実化したものであることが経験則上認められることをいいます。

#### ○公務遂行性と公務起因性について

認定に当たっては、「公務遂行性」と「公務起因性」により判断することとしており、負傷と疾病では次のとおり考え方が若干異なります。

公務遂行性と公務起因性のいずれもが認められる場合に、公務災害と認定されます。

公務上の負傷	公務遂行性 公務起因性	職務遂行中に任命権者の支配管理下で被災したこと 故意や素因・基礎疾患など否定される要素がないこと
公務上の疾病	公務遂行性 公務起因性	職務遂行にともない有害因子にさらされたこと 他の危険因子に比べ職務遂行が有力な原因で発症したこと

#### ○公務上の負傷の認定について

手引 42 頁～

職務遂行中のアクシデント（激突、転倒、接触など）と「負傷」との因果関係については、外見上明らかな場合がほとんどなので、認定に当たっては、公務遂行性の有無の判断が主として問題になります。

公務上の負傷は、災害の発生状況からおおよそ次のように分類されます。

- ・職務遂行中、職務遂行に伴う合理的行為中等の負傷
- ・設備の不完全・管理上の不注意などによる負傷
- ・職務遂行に伴う怨恨による負傷
- ・地方公務員法第 42 条に基づくレクリエーション参加中の負傷
- ・その他公務上の負傷・疾病又は公務と相当因果関係をもって発生した負傷

ただし、公務遂行性が認められたとしても、公務自体に災害を発生させるような危険が内在していない場合や、特に災害を発生させるような出来事が外的に認められない場合は、公務起因性が認められないため公務上の災害とはなりません。

- ・災害性（通常の動作とは異なる動作による急激な力の作用など）が認められない場合
- ・公務と関連性がない偶発的な事故に遭遇した場合
- ・私的怨恨による場合
- ・恣意的行為、私的行為又は業務逸脱行為による場合 など

#### ○公務上の疾病の認定について

手引 46 頁～

「疾病」は、職務や日常生活においてさらされる有害因子に加え、職員の素因や基礎疾患などさまざまな危険因子が作用して発症します。このため、公務上の疾病の認定に当たっては、「他の危険因子に比べ、公務に関連する有害因子が有力な原因となって発症したことが、医学上認められること」（＝公務起因性）がポイントになります。

疾病の場合の公務遂行性とは、職務遂行に伴って有害因子にさらされたことであり、職務遂行中に症状が現れる（例えば、勤務中に心筋梗塞で倒れる）ことではありません。

公務上の疾病は、疾病の発症原因から次のように分類されます。

- ・公務上の負傷に起因する疾病
- ・職業性疾病
- ・その他公務に起因することが明らかな疾病

#### ○公務上の障害又は死亡の認定について

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとなります。

公務 — (相当因果関係) — 負傷・疾病 — (相当因果関係) — 障害・死亡

#### (2) 通勤災害

手引 57 頁～

住居と勤務場所との間 (※) を合理的な経路・方法により通勤しているときに発生した災害は、通勤災害になります。

ただし、特別な場合を除き、経路を逸脱し又は通勤を中断した後に発生した災害については、通勤災害になりません。

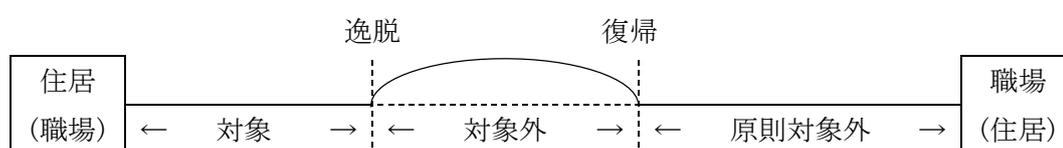
〔※ 複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動（無許可兼業等の場合は除く）、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動も、通勤災害の対象となります。〕

○合理的経路からの「逸脱」と通勤の「中断」について

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤の目的から離れた行為を行うことをいいます。なお、経路上の店でタバコや雑誌を購入する場合等のささいな行為は、逸脱・中断に当たりません。

逸脱・中断の間及びその後の移動中の災害は、原則として通勤災害には該当しませんが、日常生活上必要な行為を行うための最小限度の逸脱・中断の場合には、合理的経路に復した後は再び通勤災害の対象になります。

(合理的経路を逸脱した場合)



(通勤を中断した場合)

